

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

賀詞交換会のお知らせ

日時：2021年1月8日(金) 16時00分
場所：神奈川県弁護士会館 ※変更となりました
【新年宴会・新入会員歓迎会は中止となりました】



神奈川県のアウトライ
ンと天稔をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

民事訴訟のIT化の現在

飯田 直久
民事訴訟IT化検討
PT座長

フェーズ	法改正	システム等の環境整備	対象
1	×(不要)	▽(不要)	e法廷
2			
3	○(必要)	○(必要)	e提出、e事件管理

現在進められている民事訴訟のIT化は、(1) 訴状等の書面や証拠をオンラインで提出するe提出(e-filing)、(2) 訴訟記録をオンラインで確認したり、期日を管理するe事件管理(e-case management)、(3) オンライン上で裁判を開催するe法廷(e-court)と、この三つの内容に分けて、現時点で実現している。

2月から特定庁での試行が開始されたフェーズ1では、現行法下で、IT機器の整備で実現可能な手続を実現することとされており、具体的には、上記のe法廷を先行して実施している。Teamsというアプリケーションを利用した効果的効率的な争点整理の試行を行い、拡大定着を図っていくとされ、横浜地裁本庁でも5月から実施されている。

また、フェーズ2は、関係法令の改正により初めて実現が可能となる段階で、具体的には、e法廷のうち法改正が必要な弁論や争点整理等に関する部分を実現する。2022年度頃から開始することを目指して、現在、法制審議会において民事訴訟法の改正に向けた議論が行われている。

そして、フェーズ3は、関係法令の改正に加え、システム構築や本人サポート等の環境整備が必要となる段階を指し、具体的には、上記のe提出やe事件管理についての部分をいう。

加えて、フェーズ3については、これまで規則整備が行われていなかった民事訴訟法132条の10に対応する民事訴訟規則を整備し、併せて、準備書面や書証を提出することのできるシステムを構築して、現行法下において、フェーズ3の一部

の整備で実現可能な手続を実現することとされており、具体的には、上記のe法廷を先行して実施している。Teamsというアプリケーションを利用した効果的効率的な争点整理の試行を行い、拡大定着を図っていくとされ、横浜地裁本庁でも5月から実施されている。

また、フェーズ2は、関係法令の改正により初めて実現が可能となる段階で、具体的には、e法廷のうち法改正が必要な弁論や争点整理等に関する部分を実現する。2022年度頃から開始することを目指して、現在、法制審議会において民事訴訟法の改正に向けた議論が行われている。

そして、フェーズ3は、関係法令の改正に加え、システム構築や本人サポート等の環境整備が必要となる段階を指し、具体的には、上記のe提出やe事件管理についての部分をいう。

加えて、フェーズ3については、これまで規則整備が行われていなかった民事訴訟法132条の10に対応する民事訴訟規則を整備し、併せて、準備書面や書証を提出することのできるシステムを構築して、現行法下において、フェーズ3の一部

また、フェーズ2は、関係法令の改正により初めて実現が可能となる段階で、具体的には、e法廷のうち法改正が必要な弁論や争点整理等に関する部分を実現する。2022年度頃から開始することを目指して、現在、法制審議会において民事訴訟法の改正に向けた議論が行われている。

そして、フェーズ3は、関係法令の改正に加え、システム構築や本人サポート等の環境整備が必要となる段階を指し、具体的には、上記のe提出やe事件管理についての部分をいう。

加えて、フェーズ3については、これまで規則整備が行われていなかった民事訴訟法132条の10に対応する民事訴訟規則を整備し、併せて、準備書面や書証を提出することのできるシステムを構築して、現行法下において、フェーズ3の一部

また、フェーズ2は、関係法令の改正により初めて実現が可能となる段階で、具体的には、e法廷のうち法改正が必要な弁論や争点整理等に関する部分を実現する。2022年度頃から開始することを目指して、現在、法制審議会において民事訴訟法の改正に向けた議論が行われている。

そして、フェーズ3は、関係法令の改正に加え、システム構築や本人サポート等の環境整備が必要となる段階を指し、具体的には、上記のe提出やe事件管理についての部分をいう。

加えて、フェーズ3については、これまで規則整備が行われていなかった民事訴訟法132条の10に対応する民事訴訟規則を整備し、併せて、準備書面や書証を提出することのできるシステムを構築して、現行法下において、フェーズ3の一部

の整備で実現可能な手続を実現することとされており、具体的には、上記のe法廷を先行して実施している。Teamsというアプリケーションを利用した効果的効率的な争点整理の試行を行い、拡大定着を図っていくとされ、横浜地裁本庁でも5月から実施されている。

また、フェーズ2は、関係法令の改正により初めて実現が可能となる段階で、具体的には、e法廷のうち法改正が必要な弁論や争点整理等に関する部分を実現する。2022年度頃から開始することを目指して、現在、法制審議会において民事訴訟法の改正に向けた議論が行われている。

そして、フェーズ3は、関係法令の改正に加え、システム構築や本人サポート等の環境整備が必要となる段階を指し、具体的には、上記のe提出やe事件管理についての部分をいう。

加えて、フェーズ3については、これまで規則整備が行われていなかった民事訴訟法132条の10に対応する民事訴訟規則を整備し、併せて、準備書面や書証を提出することのできるシステムを構築して、現行法下において、フェーズ3の一部

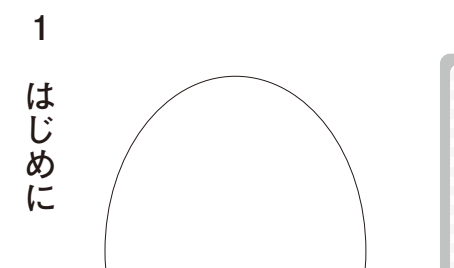
また、フェーズ2は、関係法令の改正により初めて実現が可能となる段階で、具体的には、e法廷のうち法改正が必要な弁論や争点整理等に関する部分を実現する。2022年度頃から開始することを目指して、現在、法制審議会において民事訴訟法の改正に向けた議論が行われている。

そして、フェーズ3は、関係法令の改正に加え、システム構築や本人サポート等の環境整備が必要となる段階を指し、具体的には、上記のe提出やe事件管理についての部分をいう。

加えて、フェーズ3については、これまで規則整備が行われていなかった民事訴訟法132条の10に対応する民事訴訟規則を整備し、併せて、準備書面や書証を提出することのできるシステムを構築して、現行法下において、フェーズ3の一部

自治体内部で働くこと

1



1 はじめに

私は、平成24年6月から、非常勤特別職として、湯河原町の庶務課内で、法律相談業務に従事しています。今回、あまり知られていない自治体内部の勤務の一部をご紹介します。

2 湯河原町について

湯河原町は、神奈川県南西部にあり、湯河原温泉で有名な温泉町です。人口は約2万3400人、夏には海水浴や

3 職務について

(1)勤務
私は、現在、週1回程度、朝から夕方まで勤務しています。事務所が横浜方面ですので、通勤には1時間30分程度かかります。

(2)相談内容
相談は、庁内の課から色々とあります。限定はありせん。土木課だと、主

(3)顧問弁護士との関係
自治体内部で働いていると、自治体職員の方は、とてもまじめに働いていて、

(4)自治体内部で働くことについて
自治体内部で働くこと

1 はじめに

私は、平成24年6月から、非常勤特別職として、湯河原町の庶務課内で、法律相談業務に従事しています。今回、あまり知られていない自治体内部の勤務の一部をご紹介します。

2 湯河原町について

湯河原町は、神奈川県南西部にあり、湯河原温泉で有名な温泉町です。人口は約2万3400人、夏には海水浴や

3 職務について

(1)勤務
私は、現在、週1回程度、朝から夕方まで勤務しています。事務所が横浜方面ですので、通勤には1時間30分程度かかります。

(2)相談内容
相談は、庁内の課から色々とあります。限定はありせん。土木課だと、主

(3)顧問弁護士との関係
自治体内部で働いていると、自治体職員の方は、とてもまじめに働いていて、

(4)自治体内部で働くことについて
自治体内部で働くこと

の整備で実現可能な手続を実現することとされており、具体的には、上記のe法廷を先行して実施している。Teamsというアプリケーションを利用した効果的効率的な争点整理の試行を行い、拡大定着を図っていくとされ、横浜地裁本庁でも5月から実施されている。

また、フェーズ2は、関係法令の改正により初めて実現が可能となる段階で、具体的には、e法廷のうち法改正が必要な弁論や争点整理等に関する部分を実現する。2022年度頃から開始することを目指して、現在、法制審議会において民事訴訟法の改正に向けた議論が行われている。

そして、フェーズ3は、関係法令の改正に加え、システム構築や本人サポート等の環境整備が必要となる段階を指し、具体的には、上記のe提出やe事件管理についての部分をいう。

加えて、フェーズ3については、これまで規則整備が行われていなかった民事訴訟法132条の10に対応する民事訴訟規則を整備し、併せて、準備書面や書証を提出することのできるシステムを構築して、現行法下において、フェーズ3の一部

また、フェーズ2は、関係法令の改正により初めて実現が可能となる段階で、具体的には、e法廷のうち法改正が必要な弁論や争点整理等に関する部分を実現する。2022年度頃から開始することを目指して、現在、法制審議会において民事訴訟法の改正に向けた議論が行われている。

そして、フェーズ3は、関係法令の改正に加え、システム構築や本人サポート等の環境整備が必要となる段階を指し、具体的には、上記のe提出やe事件管理についての部分をいう。

加えて、フェーズ3については、これまで規則整備が行われていなかった民事訴訟法132条の10に対応する民事訴訟規則を整備し、併せて、準備書面や書証を提出することのできるシステムを構築して、現行法下において、フェーズ3の一部

山ゆり

2020年夏季五輪の開催地が東京に決まったのは、今から7年前。ちょうど司法修習終了10年の熱海同窓会の夜だった。同期と興奮して喜びを分かちあったことを鮮明に覚えている。▼そして今年、新型コロナウイルスの感染拡大、五輪延期、緊急事態宣言と予想もしなかったことが続き、気づけばあつとという間に一年が終わろうとしている▼まさに激動の一年、仕事にも様々な影響があった。緊急事態宣言中は各手続きが止まり、先が見えないもどかしさに不安がふくらんだ▼宣言解除後は、対面での打ち合わせを再開するとともに、電話やメール、ビデオ会議システムといったコミュニケーションツールもこれまで以上に積極的に活用するようにしている。次々登場する新しいツールや機能に四苦八苦しつつ、「ツールはあくまでも手段、大事なのはコミュニケーション」の身」と自分を励ましなが

ら、今も試行錯誤を続けている▼来年以降も大きな変化は続くだろう。こんなときだからこそ、弁護士が果たせる役割は少なくないはずである。「どんな変化にも柔軟に合わせながら、自分ができることをやっていく」と新しい年を前に気持ちを新たにしている。

(会員) 田鍋 智之

(飯島) 麻樹

かなパブ最前線

離島の弁護士として

かながわパブリック法律事務所を設立して4年が経過した。佐渡ひまわり基金法律事務所の4代目所長として、3年で佐渡を離れる予定だったが、任期を1年延長した後、とうとう佐渡に定着することになった。

佐渡に来てから、幸いにして多くの方から依頼を受けることができた。離島での弁護士活動にやりがいを感じ、定着することを決めた。佐渡市の人口は約5万3000人、弁護士は5名である。島内の弁護士に依頼したいというニーズにより、日々仕事に追われている。学校へ行く委員会での派遣授業では、佐渡島内のすべての高校で授業を行った。本年度はスクールロイヤーとして、主にいじめ問題について、職員向け研修等をしている。

佐渡市キャラクター「サドッキー」と私

社会福祉協議会等との連携も密である。佐渡市では市民後見人が単独で受任しており、養成講座、専門職相談及びフォローアップ研修等を担当している。

佐渡島外への移動手段は、船のみである。新潟港から佐渡島までは、高速船で67分、カーフェリーで2時間30分かかる。台風や冬の期間は欠航が多く、文字どおりの孤島となってしまう。

今年度は新型コロナウイルスの影響もあり、ほとんど佐渡島を出ていない。島内をドライブする等して余暇を過ごしており、島を出られないストレスは特段ない。ただし、懇親会がほとんどなくなり、寂しく思っている。

佐渡の海は、横浜の海とはずいぶん違う。赴任当初は気になった潮の香りも、気にならなくなった。毎日の夕陽がとてもきれいで、海に映る月の道も美しい。私は佐渡でのびのびと暮らすことが性に合っているようである。

今までは、過疎地赴任を目標に進んできた。過疎地である佐渡に定着することができて良かったと思っている。これまでご指導いただいた先生方に感謝申し上げます。

次の目標はまだ定まっていないが、引き続き佐渡のために、目の前の事件に一生懸命取り組んでいきたい。

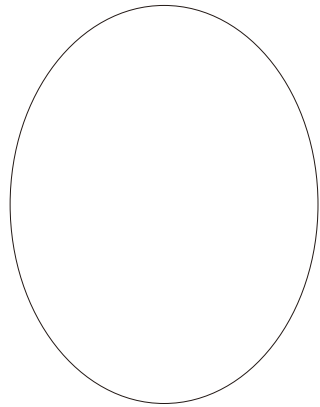
(新潟県弁護士会)

傳田 真梨絵

男女共同参画と私

第4回

ジェンダーダイバーシティと社外取締役



2015年のコーポレートガバナンス・コード(CGコード)策定、女性活躍推進法の成立から

5年、この間、ジェンダーをはじめとするダイバーシティの推進が大きく取り上げられるようになった。更に、CGコードの改訂でボードにおけるジェンダーの多様性の必要が明記されたこともあって、女性を取締役に選任する上場企業は増加傾向にある。一方で、社内に女性の役員候補者がおらず、弁護士、学者といった社外の専門職から女性役員を登用する例も多いうつである。

私は、2016年に最初の就任のお話をいただいた。ちょうど3番目の子供が中学に進学した頃で、新しいことにチャレンジしてみようという気持ちも動き、半ば勢いで就任を引き受けてしまった。

現在は、3社で社外取締役を務めている。当然ながら、社外取締役の職務には、法律以外にも幅広い知見が要求され、会社を知ることをはじめ勉強すべきことは際限がない気がする。ただ、

く、正直、当時から自分が十分な資質や経験を備えていたとは言いがたい。その上、年々社外取締役に期待される役割は増しており、それを果たせているかというプレッシャーはずっと感じているのだが、その分、確実に貴重な経験を積ませてもらっている。

さて、弁護士が社外役員を務める場合、法律家的視点という意味での多様性が取締役会に加わったことは自他ともに評価しやすい。では、さらに自分が「女性としての視点」をもたらしめているか、と考えると、十分でない気がする。ただ、

そもそも企業においては、企業を知り経験を積んできた企業内部の女性が管理職や役員に登用されることで本質的な意味での多様性が生まれるのではないかと。企業も、女性の社外役員一名登用によって目標達成ではなく、これをあくまで過渡期と捉え、経営の担い手となる女性の育成の必要性を認識し、変わっていかれるか。その方向性を導く責任の一端は、役員として自分も担っており、その点でも貢献していくことが次の課題と思う。

(会員 松尾 祐美子)

非常勤裁判官激励・退任慰労会

裁判所の中の「弁護士」

左から、伊藤会員、松田会員、青木会員

10月23日、当会会館において「非常勤裁判官激励・退任慰労会」が開催された。

非常勤裁判官とは、裁判官と同等の権限を持って民事・家事調停手続を主宰する「弁護士」のことである。正式には民事・家事調停官といい、所属弁護士会からの推薦等を受けて最高裁判所に任命され、弁護士としての通常業務をこなしつつ、週1回、簡易裁判所又は家庭裁判所で裁判官と机を並べて執務する。司法制度改革の柱の一つである司法の民主化を趣旨とし、常勤裁判官への任官促進、調停手続の充実・活性化を目的とする制度である。

任期は2年(最長で2期4年)であり、毎年9月末が退任者の任期終了、10月からが新任者の任期開始となっている。例年この時期に開催される激励・慰労会は、調停官としての経験や執

務状況に関する貴重な情報が直接語られる機会であり、新任調停官はもちろん、一般の会員にとっても有益な集いとなっている。

会では、退任したばかりの松田道佐会員、伊藤武洋会員、青木亮祐会員から、調停官としての生活を振り返った談話が披露された。続いて、現職の小坪淳子会員、矢島健生会員から、調停実務の現状について報告が行われ、新任の川本美保会員、豊田秀一会員からは弁護士業務との相違点を踏まえた所感が述べられた。

コロナ禍により例年の懇親会こそ中止されたが、各会員のコメントを交えた報告に終始笑い声が上がリ、充実した温かな集いとなった。

次回、興味のある会員は是非参加して欲しい。

(会員 橋場 一敏)

会館の将来を考える

会館敷地問題検討ワーキングチーム
座長 阿部 泰典

当会館の敷地は国有財産です。毎年1月、横浜地裁に対して翌年度の使用許可を申請し、3月末に翌年度の使用料が記載された許可書を受領しています。その使用料が近年増加の一途を辿っています。平成24年度から今年度を比較すると2.66倍、今年度の使用料は919万4053円になっているのです。

他方で、昭和46年2月に落成した当会館は、来年の2月には築50年を迎えます。平成25年にリニューアル工事を行ってはいえるものの、いつまで使用に耐えうるのか。将来のあり方を検討すべき時期が到来しているのです。

このような2つの問題意識から、本年7月末に会館敷地問題検討ワーキングチームは立ち上がりました。本稿では、後者

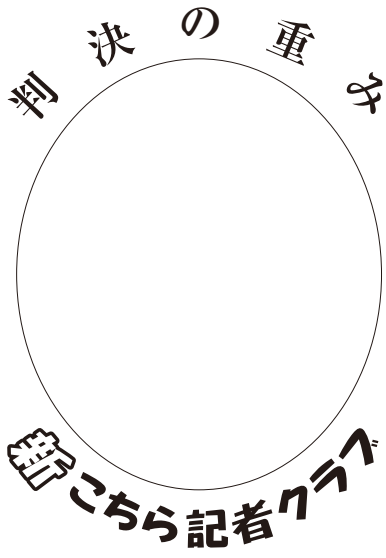
の問題意識に関連して、他会の事例を紹介いたします。まずは福岡県弁護士会です。昨年1月に竣工した新会館は、新たに購入した1000坪の土地の上に新築されたものです。土地の購入費用が約10億円、建物建築費用が約12億5000万円、備品購入費用は約2億5000万円、その他費用を含め合計約26億円強を要したとのことですが、金融機関からの借入れは行っていないようです。もちろんそこに至るには長年の積み重ねがあり、平成2年7月から新会館取得に向けた月額5000円の負担金積み立てを開始していたとのこと。

次の紹介する愛知県弁護士会では、国有地上の現会館が築41年に至っているとのこと、当会とよく似た状況にあります。この愛知会でも20

後の新会館改築を前提とした資金の積み立てを開始したそうです。改築か土地取得か方針が定まっていますが、土地取得にも対応できるように、20億円の積み立てを目標にしているとのこと、今年1月から特別会費月25000円の徴収も始めているか。



新装福岡県弁護士会会館 カラーでお見せできないのが残念です



「19人もの命を奪った結果は、他の事例と比較できないほど甚だしく重大で死刑をもつて臨むほかない」

件としては多い17回にわたって開かれたが、多いと言っても17日間の審理で被告の生き

刑という言葉に特別な重みを感じていなかったが、実際に目の前の被告が言い渡される

今年3月、やまゆり園の入

所者19人を殺害し、職員を含む26人に重軽傷を負わせたと

して横浜地裁は植松聖被告に

死刑判決を言い渡した。司法

担当になって8カ月、初めて

法廷で聞いた死刑判決だった。

裁判員は判決を前に2人が

変わり、判決後の記者会見で

は「見ず知らずの人間を裁く

のに悩んだ」「帰り道は気持ち

が重たくなった」と語るなど

死刑を選択することに悩んだ

様子だった。裁判は刑事事

死を決めるのは大きな心理的負担だっただろう。

植松死刑囚は背筋を伸ばし、まっすぐ前を向いて判決

司法担当になるまでは、死

のを見ると、心が重くなる。

株式会社テレビ東京報道局

ニュースセンター司法担当
野村 博佳

理事者室 だより

事務局に感謝の日々

副会長 小豆澤 史絵

常議員になったこともなく、総会に出たことも一度あつたかないか程度。弁護士登録以降、自分が所属する委員会のこと以外、弁護士会がどんなことをしているのか、ほとんど知らずに過ごしてきた。「そんな人が副会長やつてるの!」って心配になりますよね。でもまあ、そんな人でもなんとかやれているのは、事務局のフォローがあつてこそ。副会長就任以来、

弁護士会が極めて優秀な事務局に支えられていることを実感している。何か質問すれば、根拠となる規則や資料がすぐに出てくる。「こんな感じで作ってみて」とぎつくりお願いすれば、こちらの意を的確にとらえた書面がすぐに出る。ええね、○○さん。」とお願ひする様子は、ドラえもんにすり寄るのび太そのものである。

日々、ふりかかる難題に最前線で対応しているのも事務局である。これも副会長になって初めて分かったことだが、毎日、色々なことが起きる。私は未熟者なので、「もう、やったらんない。」と、理事者室でふてくされたりする。まさにのび太である。しかし職員の方々は、どんなときも冷静かつ丁寧に対応している。仕事ができるだけでなく、人格者というであ

る。もっとも自分ではのび太のつもりでも、仕事に慣れてくるにつれ、シャイアンになって事務局に無理難題を言ったりしてないだろうか。無自覚なパワハラほどやっかいなものはない。残り少ない任期、"とつても大好き!"の気持ちを忘れず、少しでも「ドラえもん事務局」に恩返しできればと思う。

6年前との違い

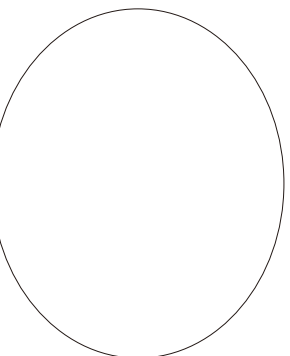
会員 岩城 栄二 (59期)

私は、現在、相模原支部で副支部長を務めている。常議員会に参加するのは、支部幹事兼期幹事参加した平成26年度以来6年ぶり2度目になる。したがって、6年前との比較で、テーマである「常議員会のいま」をお伝えする。

まず、6年前と変わらない点からお伝えする。止のために、各支部を中継するテレビ会議が実施されている。支部会員にとつて、テレビ会議で出席できるのはかなり

と、常議員の皆様は、当会をより良くしたいという気概を持っている方が多いので、毎回、侃侃諤諤の議論がなされている。この点は、当会の良き伝統だと思う。次に、6年前との違いについて述べると、やはり筆頭に挙げるべきはコロナ禍での会合という点である。現在は、感染防止のために、各支部を中継するテレビ会議が実施されている。支部の意見がより多く本部に反映され、当会全体がより良い方向に向かっていくのではないかとと思われる。

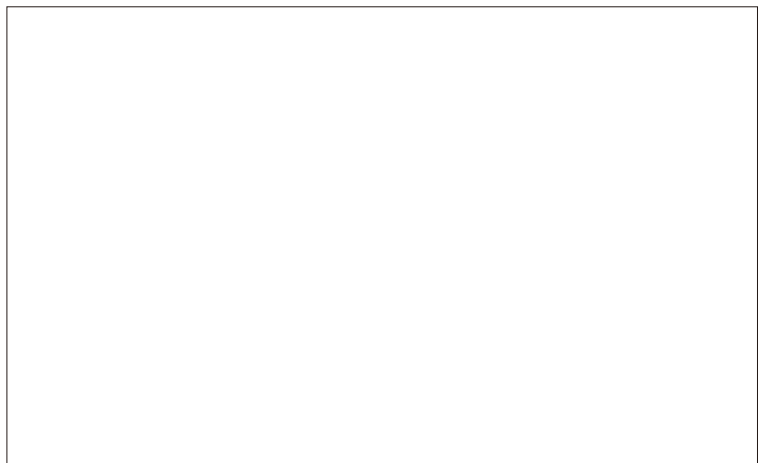
常議員会のいま



各支部を中継するテレビ会議が実施されている。支部の意見がより多く本部に反映され、当会全体がより良い方向に向かっていくのではないかとと思われる。



コロナ禍こそ 趣味を持ちたい!



島朗九段(左から3人目)、加藤桃子女流三段(右から6人目)、森下卓九段(一番右)と指導を受けた面々(右から5人目が筆者)

9月26日、当会会館で、毎年恒例のプロ棋士による将棋指導対局が開催された。今年は、島朗九段、

森下卓九段、加藤桃子女流三段という豪華指導陣であり、会員ら11名が指導を受けた。

例年5月に開催されていたが、今年はコロナの影響により開催自体が危ぶまれていたところが、延期という形で無事実現することができた。また、当日はコロナ対策のため、当会会館の2部屋分を使い、人同士の距離を十分にとる等万全の体制を整えた。

まずは、島九段との二枚落ち。序中盤は十分な戦況になったものの、島九段がこちらの攻撃をいなす手を連発し、あと少しが届かない状況に。しかし島九段の指し手に導かれるように指していくと、不思議と盤上の好手を教えていただいているように感じ、相手玉をうまく寄せることができた。プロ棋士の魔法にか

けられたような感覚であり、大変勉強になった。次に、森下九段との二枚落ち。森下九段はこちらの玉に対して攻め形を作ってきたため、とてもプレッシャーをかけられた。そんな非常に怖い盤面である一方、森下九段は私が指すたびに「いい手ですねえ!」とほめてくださったり、こちらが考えたことを当ててくださったたりと、こちらの一手一手を大切に見ていただいた。最後は勝ち切る

ことができたが、よりいい手を詳細に教えていただき、多くの学びを得た。最後に、加藤女流三段との二枚落ち。こちらが四間飛車に振った後、加藤女流三段に勝負手を指されて困っていたが、飛車を振りなおして少し進めるアドバイスをいただく景色がガラッと変わって局面が良くなった。その後は終了時間となってしまう対局は途中までとなってしまうが、その局面以降の加藤女流三段の20手を超える読み手筋を教えてください、深く読むことで得られる強さと面白さを教えていただいた。

対局終了後は、中華街のローズホテルで懇親会が行われた。私のテーブルでは、島九段が東北の将棋の普及のために尽力されているお話などを伺うことができた。棋士や将棋連盟の活動などを知ることが出来る貴重な機会となった。

(会員 森崎 正行)

LGBTQ支援団体 スタッフとの意見交流会

10月27日、人権擁護委員会「すべての性の平等に関する部会」では、性的マイノリティを支援する特定非営利活動団体SHIPのスタッフと意見交換会を行った。SHIPは、コミュニケーション、交流イベント、相談会の開催をするほか、神奈川県、横浜市などの行政や教育機関からの委託を受けた活動も数多く行っている。

10月27日、人権擁護委員の会員向け研修会を開催したが、その講師にお招きいただいたのが、SHIPの代表である星野慎二氏であった。

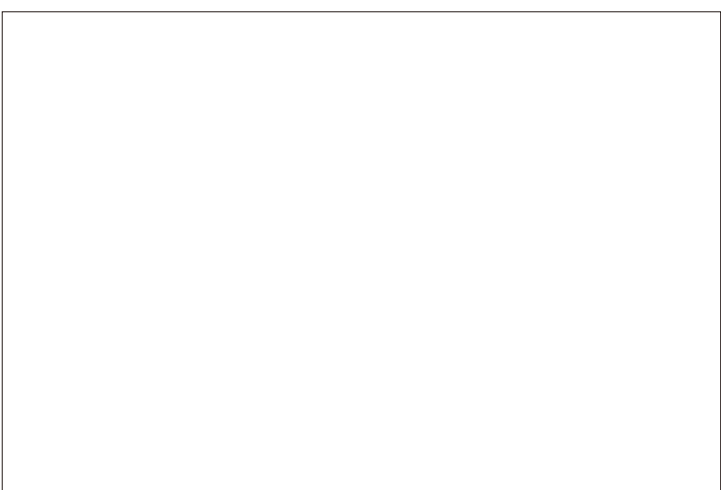
星野氏からは、SHIPでは、当事者から相談を受けているが、スタッフが弁護士の仕事についてよく知らないため、どのようなときに弁護士が必要かわからないことから、弁護士の仕事について教えてほしいとの要望が出された。当部会としても、当事者に寄り添っているSHIPから、弁護士による当事者支援についての意見を聞くことは重要であると思われることから、今回の意見交換会に至った。

コロナの影響により、少人数での開催とならざるを得なかったが、SHIPより当事者支援の活動を詳しく聞くことができた。他方、弁護士がどのように性的マイノリ

イの問題と関わる必要があるのかを説明することができ、有意義な意見交換の機会となったことから、今後も定期的に意見交換会を持つことで合意した。

当部会としても、今後も当事者支援団体の意見を聴きながら、当事者に求められる権利擁護活動をしていきたいと思います。

(会員 橋本 陽子)



SHIPとの意見交換会の様子

女性会員の意見を聞く会

女性会員の 本音を 弁護士会に届けよう

10月15日当会会館にて、理事者が女性会員の意見を聞く会が開催された。

これは、2019年2月22日の臨時総会で採択された男女共同参画基本計画において、女性会員の意見を会務に反映させるため、毎年1回以上開催すると定められた会である。

当日の参加者は、理事者と女性会員、そして、男女共同参画推進本部の委員も合わせた26名で、4テーブルに分かれて、①業務と家庭の両立方法、②委員会活動に参加するに当たっての障壁、③セクハラ・パワハラの事態、④男女会員の収入格差、という4つのテーマについて、意見交換が行われた。

紙面の都合上、全てを紹介することはできないが、とりわけ今年は、コロナ禍という状況もあり、①については、環境を整えてリモートワークにしたり、パートナーと家庭内シフトを組んで出勤した、といった経験談が紹介された。②についても、今年度からZoom等を利用してオンライン

ンで参加できるようになった委員会が多く、参加が容易になったという声も聞かれ、コロナ禍をきっかけに、多様な形で、業務や会務に取り組んでいる様子が窺われた。

男女共同参画の実現において、女性会員の意見を弁護士会の活動に反映させることは不可欠であるところ、今回も活発な意見交換が行われ、大変有意義な会となった。来年以降も、さまざまな立場の女性会員に、より多く参加していただき、その思いを理事者に直接伝えていただきたい。

(会員 日向 誓子)

編集後記

新型コロナウイルスに始まった令和2年は、新型コロナウイルスに終わりそうです。外出自粛要請、緊急事態宣言で中断したオヤジバンドの練習は再開のめどが立ちません。令和の3年目はこの停滞からの復活の1年になりますように。皆様、よいお年を!

デスク 久保 義人
記者 田鍋 智之
飯島 麻樹
土居 久子
青山 良治
久保田 辰
須山 園子